

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

### 奈良県人事委員会規則第十三号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三条第三号」を「第三条第二号」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 50,600	円 30,000
1年以上2年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	27,000
2年以上3年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	24,000
3年以上4年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	21,000
4年以上5年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	18,000
5年以上6年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	15,000
6年以上7年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	48,800	12,000
7年以上8年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	47,000	9,000
8年以上9年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	45,200	6,000
9年以上10年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	43,400	3,000
10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	41,600	
11年以上12年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	39,800	
12年以上13年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	38,000	
13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	36,200	
14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	34,800	
15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	33,400	
16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700	248,000	32,000	
17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400	245,400	30,600	
18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100	242,800	29,200	
19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800	240,200	27,800	
20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500	237,600	26,400	
21年以上22年未満	372,400	331,100	277,700	225,600	25,800	
22年以上23年未満	352,600	313,900	263,700	213,700	25,200	
23年以上24年未満	333,300	297,200	250,200	201,700	24,200	
24年以上25年未満	313,900	280,300	236,300	189,900	23,600	
25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600	178,100	23,000	

26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000	163,700	22,400	
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900	149,400	21,800	
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600	135,100	21,000	
29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000	120,800	20,700	
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000	105,800	20,300	
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700	91,000	19,700	
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800	75,800	18,800	
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800	56,700	17,900	
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500	38,300	17,200	
備考						
<p>1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以降の期間を示す。</p> <p>2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。</p> <p>3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。</p>						

## 附 則

この規則は、平成二十八年十二月二十六日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。